

様式第 1 号

令和 7 年 10 月 10 日

令和 7 年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集について

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を次のとおり公示します。

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づき、（実施機関）が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、徳島県ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○ 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/johokokai/7244601/>

【参考】 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）
- (2) 個人情報ファイルについて徳島県情報公開条例（平成 13 年徳島県条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公文書公開請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 情報公開条例第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見書の提出の機会の付与（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人及び法人の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次の①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注） 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面（様式第 4 号）を添えて提案してください。

4 募集期間

令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）から令和 7 年 11 月 10 日（月曜日）まで

5 提案の方法

（1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

- 提案書類
 - ① 提案書
 - ・ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
 - ② 添付書類
 - ・ 誓約書（上記 3 の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）
 - ・ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
 - ・ 提案をする者の本人確認書類（注 2）
 - ・ その他（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院局長）が必要と認める書類
 - ・ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注 3）
- 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/johokokai/7244601/>

(注 1) 法第 118 条第 1 項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。

(注 2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案をする者が法人である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(注 3) 代理人による提案をする場合に限りです。

(2) 提案書類の提出方法

持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）により、提案書類 2 部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県生活環境部県民ふれあい課（情報公開個人情報担当）

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 実施機関が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に実施機関の事

務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者が6の審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書（様式第5号）に同封して送付する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（様式第6号）及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、契約で定める納付期限までに、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号。以下「条例」という。）第8条第1項及び第2項の手数料を条例第13条で定める納入通知書等により納付してください。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。また、上記の手数料の納付後は、既納の手数料の還付はできません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書（様式第7号）に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 実施機関からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 徳島県が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、徳島県に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成28年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手续等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

徳島県生活環境部県民ふれあい課（情報公開個人情報担当）

電 話 ： 088-621-2024・2718

電子メール ： jouhoukukai@mail.pref.tokushima.lg.jp

様式第 2 号

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の規定により、次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 ☐ C D - R ☐ D V D - R
(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

- 1 「個人情報ファイルの名称」には、「徳島県ホームページ」等において公表されている個人情報ファイル簿（法第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は 1,000 人）を記載すること。
- 3 「加工の方法を特定するに足る事項」には、実施機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に記載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、徳島県情報公開条例（平成 13 年徳島県条例第 1 号）第 8 条に規定する非公開情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 項ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該非公開情報に該当する部分は加工対象から除かれることに留意すること。
- 4 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 6 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

様式第 3 号

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び
代表者の職氏名を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 112 条第 3 項・~~第 118 条第 2 項において準用する同法第 112 条第 3 項~~の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第 113 条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。

様式第 4 号

委任状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 112 条第 1 項・~~第 118 条第 1 項前段・第 118 条第 1 項後段~~、第 115 条及び第 119 条の規定による
手続に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 法人にあっては、名称及び代表者の職氏名を記載すること。
- 3 委任者が法人の場合は、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 4 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。

様式第 5 号

審 査 結 果 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(提案者) 様

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和 7 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めますので、同条第 2 項の規定により、次の事項を通知します。

1 契約の締結

（徳島県、徳島県企業局又は徳島県病院事業管理者）との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 59 条第 1 項各号に掲げる書類を令和 年 月 日（必着）までに提出してください。

また、契約後は、契約書及び 2 に従って手数料を納付してください。手数料の納付が確認された後に、行政機関等匿名加工情報の作成及び提供に向けた準備に着手します。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

契約締結後、（実施機関）が発行する納入通知書による指定金融機関での納付又は現金若しくは小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が認めるものをいう。）による窓口納付により納付してください。

(3) 手数料の納付期限

納入通知書による納付にあつては納入通知書の発行の日の翌日から起算して 1 5 日以内、窓口納付にあつては納入通知書に記載する納期限と同日まで

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

様式第 6 号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名を記載すること。）

連絡 先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

令和 年 月 日付け第 号の審査結果通知書を受領しましたので、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 115 条・~~第 118 条第 2 項において準用する同法第 115 条~~の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、当該契約で定める納期限までに、（実施機関）が発行する納入通知書による指定金融機関での納付又は現金若しくは小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が認めるものをいう。）による窓口納付により納付してください。

なお、現金又は小切手等により納付する場合は、徳島県生活環境部県民ふれあい課の窓口において納付してください。

様式第 7 号

審 査 結 果 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(提案者) 様

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和 7 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、次の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

「提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

様式第 8 号 ※対象情報なし

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成年法律第 57 号。以下「法」という。）第 118 条第 1 項前段・第 118 条第 1 項後段の規定により、次のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

- 1 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
 - (2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、法第 117 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
- 3 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 4 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 5 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「☐」マークを入れること（法第 118 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。

様式第 9 号 ※対象情報なし

審 査 結 果 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(提案者) 様

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和 7 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 118 条第 2 項において準用する同法第 114 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めますので、同条第 2 項の規定により、次の事項を通知します。

1 契約の締結

徳島県との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 59 条第 1 項各号に掲げる書類を令和 7 年 月 日（必着）までに提出してください。

また、契約後は、契約書及び 2 に従って手数料を納付してください。手数料の納付が確認された後に、行政機関等匿名加工情報の提供に向けた準備に着手します。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

契約締結後、（実施機関）が発行する納入通知書による指定金融機関での納付又は現金若しくは小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が認めるものをいう。）による窓口納付により納付してください。

(3) 手数料の納付期限

納入通知書による納付にあつては納入通知書の発行の日の翌日から起算して 1 5 日以内、窓口納付にあつては納入通知書に記載する納期限と同日まで

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

様式第 10 号 ※対象情報なし

審 査 結 果 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(提案者) 様

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和 年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、次の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 118 条第 2 項において準用する法第 114 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めますので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が法第 118 条第 2 項において準用する法第 114 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

「提案が法第 118 条第 2 項において準用する法第 114 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

様式第 11 号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

円

四 手数料の納付方法

納入通知書による指定金融機関での納付又は現金若しくは小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が認めるものをいう。）による窓口納付

五 手数料の納期限

納入通知書による納付にあつては納入通知書の発行の日の翌日から起算して 15 日以内、窓口納付にあつては納入通知書に記載する納期限と同日まで

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 115 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する徳島県（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 名称
代表者氏名

（乙） 住所
氏名（名称）
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1「行政機関等匿名加工情報の詳細」にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、「三 手数料の額」に記載する手数料の納付が確認された後、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1の2の「行政機関等匿名加工情報の提供方法」に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1の「行政機関等匿名加工情報の詳細」に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合であっても、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること。
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと。

(受領者の義務)

- 第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

- 第 8 条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
 - 4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
 - 5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(契約解除等)

- 第 9 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - 二 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - 三 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - 四 契約条項に違反したとき。
 - 五 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
 - 六 乙が法第 113 条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第 10 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をし

た場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第 11 条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 12 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第 14 条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第 15 条 本契約の解釈及び適用に当たっては、日本国の法令が適用される。

(管轄)

第 16 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の徳島地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 17 条 本契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意を

もって協議し、決定する。

(存続条項)

第 18 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条、第 12 条及び第 14 条から第 17 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

記録項目	情報の内容

2 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他の利用条件

- 1 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと
- 2 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- 3 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が措置する提供禁止措置に合意すること。
- 5 その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。

令和 年 月 日

記載事項変更申出書

徳島県知事 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。）

連絡 先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを
記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当
部署名及び担当者を記載すること。）

令和 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関
する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関す
る提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。

- 2 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
- 3 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
- 4 上記１の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
- 5 上記２の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。

様式第 13 号 ※対象情報なし

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称

二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

円

四 手数料の納付方法

納入通知書による指定金融機関での納付又は現金若しくは小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が認めるものをいう。）による窓口納付

五 手数料の納期限

納入通知書による納付にあつては納入通知書の発行の日の翌日から起算して 15 日以内、窓口納付にあつては納入通知書に記載する納期限と同日まで

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 118 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する徳島県（甲）と（作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、法第 117 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 名称
代表者氏名

（乙） 住所
氏名（名称）
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、法第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された作成済行政機関等匿名加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙1「作成済行政機関等匿名加工情報の詳細」にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第3条 甲は、「三 手数料の額」に記載する手数料の納付が確認された後、別紙1に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙1の2の「作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法」に定める方法により、乙に対して提供するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が甲から本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1の「作成済行政機関等匿名加工情報の詳細」に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から14日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合であっても、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、本作成済行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本作成済行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること。
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

- 第6条 乙は、第3条第1項の規定により本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(契約解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - 二 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - 三 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - 四 契約条項に違反したとき。
 - 五 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
 - 六 乙が法第113条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(行為要件に基づく契約解除)

第 10 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第 11 条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 12 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第 14 条 甲は、乙が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第 15 条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本国の法令が適用される。

(管轄)

第 16 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の徳島地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 17 条 本契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 18 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条、第 12 条及び第 14 条から第 17 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称

(2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）

(4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

記録項目	情報の内容

2 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他の利用条件

- 1 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと
- 2 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- 3 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、（徳島県知事、徳島県企業局長又は徳島県病院事業管理者）が措置する提供禁止措置に合意すること。
- 5 その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。